

○国土交通省令第七十四号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和二年政令第二百六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）を実施するため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のも

のは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)</p> <p>第十一条 法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(滞在快適性等向上施設等)</p> <p>第十一条の二 法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの</p> <p>二 駐輪場その他これに類するもの</p> <p>三 噴水、水流、池その他これらに類するもの</p> <p>四 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの</p> <p>五 アークード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの</p> <p>六 街灯その他これに類するもの</p> <p>七 花壇、樹木、並木その他これらに類するもの</p> <p>(一体型滞在快適性等向上事業)</p> <p>第十一条の三 法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業</p> <p>二 前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第一号、第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業</p> <p>三 前条第四号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であつて、当該施設等のうち壁(当該施設等と一体的に活用されることによ</p>	<p>(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)</p> <p>第十一条 法第四十六条第三項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p>

り滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設（以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。）に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上公共施設等に面する部分に限る。）の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの

（令第十九条の国土交通省令で定める要件）

第十二条の二 令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板及び広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

（新設）

（法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設の種類）

第十二条の三 法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める

（新設）

公園施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休養施設
- 二 遊戯施設
- 三 運動施設
- 四 教養施設
- 五 便益施設
- 六 都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所

（滞在快適性等向上公園施設の種類）

第十二条の四 法第四十六条第十四項第二号ロの国土交通省令で定める公園施設は、前条各号に掲げるものであって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

（新設）

(特定公園施設の種類)

第十二条の五 法第四十六条第十四項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。

(新設)

(法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項)

第十二条の六 法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。

(新設)

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告)

第十二条の七 法第四十六条第十五項の規定による公告(同条第二十九項において準用する場合を含む。)は、同条第十四項第二号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

(新設)

(滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所)

第十二条の八 法第四十六条第十九項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 法第四十六条第二項第六号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
- 二 その他国土交通大臣が定める場所

(都市利便増進施設)

第十二条の九 法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

(都市利便増進施設)

第十二条の二 法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(居住者等利用施設)

第十二条の十 法第四十六条第二十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(滞在快適性等向上区域の周知)

第十二条の十一 法第四十六条第二十八項第一号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第二十八項第二号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一〇三 (略)

(都市再生整備計画の作成等の提案)

第十四条 法第四十六条の二第二項又は第二項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行うとする者は、氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(公園施設設置管理協定の内容)

第二十一条の二 法第六十二条の三第二項第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一体型事業実施主体等が公園管理者に対して行う公園施設設置管

一〇十 (略)

(居住者等利用施設)

第十二条の三 法第四十六条第十七項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(新設)

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第十九項後段(同条第二十項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

一〇三 (略)

(都市再生整備計画の作成等の提案)

第十四条 法第四十六条の二第一項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行うとする都市再生推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(新設)

理協定の実施状況についての報告に関する事項

二 その他公園管理者が必要と認める事項

(特定路外駐車場の設置の届出)

第二十一条の三 法第六十二条の九第一項（法第六六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式

第七の二による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 特定路外駐車場の自動車の出口（自動車の出口で自動車の車路

の路面が道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条

第一項第一号に規定する道路をいう。以下この口において同じ。

）の路面に接する部分をいう。以下同じ。）及び入口（自動車の

入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以

下同じ。）

第二十一条の四 法第六十二条の九第一項の国土交通省令で定める事項

は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

(変更の届出)

第二十一条の五 法第六十二条の九第二項（法第六六条において準用す

る場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は

、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置と

する。

第二十一条の六 法第六十二条の九第二項の規定による届出は、別記様

式第七の三による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第二十一条の三第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(出入口制限対象駐車場の設置の届出)

第二十一条の七 法第六十二条の十第二項の規定による届出は、別記様式第七の四による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 出入口制限対象駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 出入口制限対象駐車場の区域

ロ 出入口制限対象駐車場の自動車の出口及び入口

三 法第六十二条の十第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書として市町村の条例で定めるもの

第二十一条の八 法第六十二条の十第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、出入口制限対象駐車場の位置及び規模とする。

(出入口制限対象駐車場の自動車の出口又は入口の位置の変更の届出)

第二十一条の九 法第六十二条の十第三項の規定による届出は、別記様式第七の五による届出書を提出して行うものとする。

2 第二十一条の七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の二 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十第二号に掲げる緑地(通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(緑地管理機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の二 法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める緑地管理機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三第二号に掲げる緑地(通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。)とする。

(景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の三 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

(低未利用土地利用促進協定の認可の基準)

第二十九条の四 法第八十条の三第三項第三号(法第八十条の五において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の三第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 二 (略)

(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等)

第三十条の二 法第八十一条第十五項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

(都市の居住者その他の者の利用に供する施設)

第三十条の三 法第八十一条第十六項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 休憩施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- 五 備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの

(立地適正化計画の軽微な変更)

(景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の三 法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三各号に掲げるものとする。

(低未利用土地利用促進協定の認可の基準)

第二十九条の四 法第八十条の二第三項第三号(法第八十条の四において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 二 (略)

(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等)

第三十条の二 法第八十一条第十項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

(新設)

(立地適正化計画の軽微な変更)

第三十一条 法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第六号に掲げる事項の変更（第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

第三十四条の二 法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第四条第一項、第二十五条、第二十七条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行規則第二条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

（宅地造成等関係行政事務の処理の開始の公示）

第三十四条の三 法第八十七条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 宅地造成等関係行政事務の処理を開始する旨
- 二 宅地造成等関係行政事務の処理を開始する日

（防災住宅建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請
手続）

第三十四条の四 土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第八十七条の三第一項の規定により事業計画において防災住宅建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、防災住宅建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

第三十一条 法第八十一条第十九項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更（第五号に掲げる事項の変更にあつては、法第八十一条第八項及び第十項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

(防災住宅建設区に関する図書)

第三十四条の五 防災住宅建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には防災住宅建設区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

(防災住宅建設区への換地の申出)

第三十四条の六 法第八十七条の四第一項の申出は、別記様式第九の二の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第八十七条の四第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(防災住宅建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)

第三十四条の七 法第八十七条の四第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

(都市計画法施行規則の特例)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合には、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整

(新設)

(新設)

(新設)

(都市計画法施行規則の特例)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合には、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十一条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整

地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）
第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）
第四十三条 法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）
第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三十一条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）
第四十三条 法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十九条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

2 (略)
三十二 (略)

第四十八条 削除

第四十九条 削除

第五十条 削除

第五十一条 削除

(都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意)

二 縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十二条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

2 (略)
三十二 (略)

(特定路外駐車場の設置の届出)

第四十八条 法第六十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 特定路外駐車場の自動車の出口及び入口

第四十九条 法第六十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

(変更の届出)

第五十条 法第六十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

第五十一条 法第六十六条第二項の規定による届出は、別記様式第十七による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第五十五条の二の二 法第九十九条の二第二項の規定により協議をし、同

意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあつては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。ただし、法第八十一条第九項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一 立地適正化計画に記載しようとする法第九十九条の二第一項に規定する事項を記載した書類

二 都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類

三 都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類

（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

第五十五条の三 法第九十九条の四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第九十九条の四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第五十五条の四 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第九十九条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

第五十五条の四の二 法第九十九条の七第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）

（新設）

（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

第五十五条の三 法第九十九条の二第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第九十九条の二第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第五十五条の四 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第九十九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

（新設）

とする。

(居住誘導区域等権利設定等促進計画についての要請)

第五十五条の四の三 法第九十九条の八の規定による要請をしようとする

者は、居住誘導区域等権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一 要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面

二 法第九十九条の八の協定の写し

三 法第九十九条の七第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

(居住誘導区域等権利設定等促進計画の決定の公告)

第五十五条の四の四 法第九十九条の九の規定による公告は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成した旨及び当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定的手段によりするものとする。

(権利設定等に係る法律関係に関する事項)

第五十五条の五 法第九十九条の十五第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)とする。

(低未利用土地権利設定等促進計画についての要請)

第五十五条の六 法第九十九条の十六の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(権利設定等に係る法律関係に関する事項)

第五十五条の五 法第九十九条の六第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)とする。

(低未利用土地権利設定等促進計画についての要請)

第五十五条の六 法第九十九条の七の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第九十六条の十六の協定の写し
- 三 法第九十六条の十五第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

(低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告)

第五十五条の七 法第九十六条の十七の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(跡地等管理等協定の基準)

第五十六条 法第一百一十一条第三項第三号(法第一百三十三条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項は、清掃、除草、病虫害の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に資するものでなければならない。
- 四 跡地等管理等協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

様式第一 (第一条の十九第一項関係) (日本産業規格A4)

認定申請書

- 一 (略)
- 二 法第九十六条の七の協定の写し
- 三 法第九十六条の六第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

(低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告)

第五十五条の七 法第九十六条の八の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(跡地等管理協定の基準)

第五十六条 法第一百一十一条第三項第三号(法第一百三十三条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定跡地等の管理の方法に関する事項は、清掃、除草、病虫害の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等の適正な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等の適正な管理に資するものでなければならない。
- 四 跡地等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

様式第一 (第一条の十九第一項関係) (日本産業規格A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ～ 2. (略)
3. 第二面関係
①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建築率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築率の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑥～⑩ (略)
4. (略)

様式第七の二 (第二十一条の三第一項関係)

特定路外駐車場設置届出書

第62条の9第1項
都市再生特別措置法
第106条
の規定に基づき、

下記により届け出ます。

年 月 日

(略)

(注意)

1. ～ 2. (略)
3. 第二面関係
①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建築率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築率の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑥～⑩ (略)
4. (略)

(捺印)

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

1 駐車場の名称			
2 駐車場の位置			
3 駐車場の区域の面積	イ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分
			平方メートル (駐車台数 台)
規 模	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	それ以外の部分
			平方メートル (駐車台数 台)
4 自動車の出口及び入口の位置		b 車路等の面積	平方メートル

- 注 1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の三 (第二十一条の六第一項関係)

特定路外駐車場設置変更届出書

年 月 日
殿

(捺印)

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

都市再生特別措置法
第62条の9第2項
第106条
の規定により、届出事項の
変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
年 月 日
- 2 変更の内容
(注意) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第七の四 (第二十一条の七第一項関係)

出入口制限対象駐車場設置届出書

都市再生特別措置法第62条の10第2項の規定に基づき、下記により届け出ます。

年 月 日
殿

出入口制限対象駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

1	駐車場の名称	
2	駐車場の位置	
3	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	平方メートル
規	駐車場用の用に供する部分の面積	平方メートル

(捺印)

模		それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
	b	車路等の面積	平方メートル
4	自動車の出口及び入口の位置		

- 注 1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の五 (第二十一条の九第一項関係)

出入口制限対象駐車場出入口変更届出書

都市再生特別措置法第62条の10第3項の規定に基づき、下記により届け出ます。

年 月 日
殿

出入口制限対象駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

1	駐車場の名称		
2	駐車場の位置		
3	イ	駐車場の区域の面積	
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積	平方メートル
規	a	駐車場の用に供する部分の面積	平方メートル (駐車台数 台)
		一般公共の用に供する部分 それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
模			

(捺印)

	b	車路等の面積	平方メートル
4	変更後の自動車の出口及び入口の位置		

- 注 1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第九の二 (第三十四条の六第一項関係)

防災住宅建設区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所 氏名 印

都市再生特別措置法第87条の4第1項の規定により、下記の宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考 1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、

(無銘)

- それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載してください。
- 2 申出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することになります。

様式第十六 削除

様式第十六（第四十八条第一項関係）

特定路外駐車場設置届出書

都市再生特別措置法第106条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

年 月 日
殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

1 駐車場の名称			
2 駐車場の位置			
3 駐車場の区域の面積	イ 駐車場の用に供する部分の面積	特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
		ア 駐車場の用に供する部分の面積	イ 駐車場の用に供する部分の面積
4 自動車の出口及び入口の位置	モ 車路等の面積	ア 駐車場の用に供する部分の面積	イ 駐車場の用に供する部分の面積
		イ 駐車場の用に供する部分の面積	イ 駐車場の用に供する部分の面積

注 1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
 2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第十七 削除

様式第十七 (第五十一条第一項関係)

特定路外駐車場設置変更届出書

年 月 日
 殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所
 都市再生特別措置法第106条第2項の規定により、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
 年 月 日
- 2 変更の内容
 (注意) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(都市計画区域についての基礎調査の項目)</p> <p>第五条 法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地価の分布の状況 二 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額 三 職業分類別就業人口の規模 四 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情 五 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ 六 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況 七 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況 八 土地の自然的環境 九 宅地開発の状況及び建築の動態並びに低未利用土地及び空家等の状況 十 災害の発生状況並びに防災施設の位置及び整備の状況 十一 都市計画事業の執行状況 十二 (削る) 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項 <p>(準都市計画区域についての基礎調査の項目)</p> <p>第六条の二 法第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情 二 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ 三 土地の自然的環境 四 宅地開発の状況及び建築の動態 五 (削る) 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項 	<p>(都市計画区域についての基礎調査の項目)</p> <p>第五条 法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地価の分布の状況 二 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額 三 職業分類別就業人口の規模 四 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情 五 建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積 六 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況 七 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況 八 土地の自然的環境 九 宅地開発の状況及び建築の動態 十 公害及び災害の発生状況 十一 都市計画事業の執行状況 十二 レクリエーション施設の位置及び利用の状況 十三 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項 <p>(準都市計画区域についての基礎調査の項目)</p> <p>第六条の二 法第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情 二 建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積 三 土地の自然的環境 四 宅地開発の状況及び建築の動態 五 公害の発生状況 六 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項

(基礎調査の結果の通知の方法)

第六条の三 法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 前項の規定による書面の送付は、書面に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十九条の十において同じ。))に係る記録媒体をいう。)を使用し行うことができる。

(基礎調査の結果の公表)

第六条の四 国土交通大臣は、法第六条第五項の報告を受けたときは、その報告を受けた基礎調査の結果を公表するよう努めなければならない。

2 前項の結果を公表するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2・3 (略)

(令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為)

(基礎調査の結果の通知の方法)

第六条の三 法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

(新設)

(新設)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2・3 (略)

(令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為)

<p>第四十三条の七 令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五 (略)</p>	<p>第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五 (略)</p>
<p>(遊休土地である旨の通知)</p> <p>第四十三条の十二 法第五十八条の七第一項の規定による通知は、別記様式第十一の四による通知書により行うものとする。</p> <p>(遊休土地に係る計画の届出)</p> <p>第四十三条の十三 法第五十八条の八の規定による届出は、別記様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。</p>	<p>(遊休土地である旨の通知)</p> <p>第四十三条の十二 法第五十八条の六第一項の規定による通知は、別記様式第十一の四による通知書により行うものとする。</p> <p>(遊休土地に係る計画の届出)</p> <p>第四十三条の十三 法第五十八条の七の規定による届出は、別記様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。</p>
<p>別記様式第十一の四 (第四十三条の十二関係)</p> <p>遊休土地通知書</p> <p>(略)</p> <p>都市計画法第58条の7第1項の規定に基づき、下記の土地を遊休土地と認定しますので通知します。</p> <p>なお、同法第58条の8の規定により、この通知があつた日の翌日から起算して6週間以内に、遊休土地に係る利用又は処分に關する計画を届け出なければならぬことになっていゝます。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第十一の四 (第四十三条の十二関係)</p> <p>遊休土地通知書</p> <p>(略)</p> <p>都市計画法第58条の6第1項の規定に基づき、下記の土地を遊休土地と認定しますので通知します。</p> <p>なお、同法第58条の7の規定により、この通知があつた日の翌日から起算して6週間以内に、遊休土地に係る利用又は処分に關する計画を届け出なければならぬことになっていゝます。</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第十一の五 (第四十三条の十三関係)</p> <p>計画届出書</p> <p>(略)</p> <p>都市計画法第58条の8の規定に基づき、遊休土地の利用又は処分に關する計画について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第十一の五 (第四十三条の十三関係)</p> <p>計画届出書</p> <p>(略)</p> <p>都市計画法第58条の7の規定に基づき、遊休土地の利用又は処分に關する計画について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>

(建築基準法施行規則の一部改正)

第三条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる日影図と、表一の(ウ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ウ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ウ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ウ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(ウ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ウ)欄に掲げる図書、表五

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる日影図と、表一の(ウ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ウ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ウ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ウ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ウ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ウ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(ウ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ウ)欄に掲げる図書、表五

(三) (略)	法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の許可の寸法及び算式						
	敷地面積求積図 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		建築面積求積図 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		位置 居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 居住環境向上用途誘導地区の境界線 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するもの位置		
	二面以上の断面図		居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 居住環境向上用途誘導地区の境界線 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するもの位置				
法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の許可の寸法及び算式							
法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の許可の寸法及び算式							
法第六十条の二の二第一項第二号又は第三項ただし書の許可の寸法及び算式							

(三) (略)	(略)						
	(略)						

(空)

三〇五 (略)

二〇四 (略)

五 (略)

一

(二)	(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建	令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであること)の認定を受けたものに限り、を有する建築物	令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであること)の認定を受けたものに限り、を有する建築物	第一項の表三から表五までに掲げる図書(表五の(二)項にあつては、令第六十二条の八ただし書に係るものを除く。)	第一項の表一の(ハ)項に掲げる図書及び同項の図書	(略)	(略)

(空)

三〇五 (略)

二〇四 (略)

五 (略)

一

(二)	(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建	令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであること)の認定を受けたものに限り、を有する建築物	令第三百三十六條の二の十一第一号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであること)の認定を受けたものに限り、を有する建築物	第一項の表三及び表四に掲げる図書	第一項の表一の(ハ)項に掲げる図書及び第一項	(略)	(略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2) (略)

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(三)四項から(四)五項まで、(五)項及び(六)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二〇四 (略)

2〇4 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2) (略)

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(三)四項から(四)五項まで、(五)項及び(六)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二〇四 (略)

2〇4 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)

法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 (略)

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八條の十第一項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八條の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十八條の六第一項、令第二百二十九條第一項又は令第百

、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 (略)

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八條の十第一項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八條の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十九條第一項又は令第二百二十九條の二第一項の規定に

二十九条の二第二項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

2・3 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(3)
(備考)	
<p>一 法第二十条第一項第一号、令第八百八条の三第一項第二号及び第四項、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項、令第二百二十九条の二第二項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。</p>	
二 (略)	

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

2・3 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(3)
(備考)	
<p>一 法第二十条第一項第一号、令第八百八条の三第一項第二号及び第四項、令第二百二十九条第一項、令第二百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。</p>	
二 (略)	

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、それぞれの用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれ用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑳ (略)
5. ～ 7. (略)

第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係) (A4)
完了検査申請書
(第一面)

建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)
(第三面)

申請する工事の概要

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑳ (略)
5. ～ 7. (略)

第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係) (A4)
完了検査申請書
(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)
(第三面)

申請する工事の概要

<p>【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【6. 工事着手年月日】 (略)</p>	<p>【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【6. 工事着手年月日】 (略)</p>
<p>【7. <u>工事完了(予定)年月日</u>] (略)</p>	<p>【7. <u>工事完了年月日</u>] (略)</p>
<p>【8. 検査対象床面積】～【11. 備考】 (略)</p>	<p>【8. 検査対象床面積】～【11. 備考】 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)</p> <p>中間検査申請書 (第一面)</p> <p>建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>	<p>(略)</p> <p>第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)</p> <p>中間検査申請書 (第一面)</p> <p>特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第7条の3第2項又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>
<p>申請する工事の概要 (略) (第三面)</p>	<p>申請する工事の概要 (略) (第三面)</p>
<p>【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【7. 工事完了予定年月日】 (略)</p>	<p>【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【7. 工事完了予定年月日】 (略)</p>
<p>【8. 特定工程】</p> <p>【イ. 特定工程】</p> <p>【ロ. <u>特定工程工事終了(予定)年月日</u>] (略)</p> <p>【ハ. 検査対象床面積】</p>	<p>【8. 特定工程】</p> <p>【イ. 特定工程】</p> <p>【ロ. <u>特定工程工事終了年月日</u>] (略)</p> <p>【ハ. 検査対象床面積】</p>

【9. 今回申請以前の中間検査】 ～ 【12. 備考】 (略)

(略)

第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)

許可申請書 (建築物)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合には、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑭ (略)

4. 第三面関係 (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A4)

許可申請書 (工作物)

【9. 今回申請以前の中間検査】 ～ 【12. 備考】 (略)

(略)

第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)

許可申請書 (建築物)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合には、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑭ (略)

4. 第三面関係 (略)

第四十七号様式 (第十条の四関係) (A4)

許可申請書 (工作物)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 3欄の「ニ」は、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の内外の別を記入してください。
- ⑥～⑩ (略)

第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 3欄の「ニ」は、都市再生特別地区の内外の別を記入してください。
- ⑥～⑩ (略)

第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑥～⑱ (略)
4. 第三面関係 (略)

第四十九号の三様式 (第十条の四の五関係) (A4)

指定申請書

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)
4. 第三面関係
①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第7号までを除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

- ⑦ (略)
⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第7号までを除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。
- ⑨～⑱ (略)

第四十九号の七様式 (第十条の四の八関係) (A4)

指定取消申請書

- ⑥～⑱ (略)
4. 第三面関係 (略)

第四十九号の三様式 (第十条の四の五関係) (A4)

指定申請書

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)
4. 第三面関係
①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

- ⑦ (略)
⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。
- ⑨～⑱ (略)

第四十九号の七様式 (第十条の四の八関係) (A4)

指定取消申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第7号までを除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

- ⑦ (略)
- ⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第7号までを除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。
- ⑨～⑰ (略)

第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑤ (略)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

- ⑦ (略)
- ⑧ 6欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率)の限度を記入してください。
- ⑨～⑰ (略)

第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4)

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

4. (略)

第六十一号の二様式(第十条の十六関係) (A4)

許可申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
 - ①～⑤ (略)
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

4. (略)

第六十一号の二様式(第十条の十六関係) (A4)

許可申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
 - ①～⑤ (略)
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率

第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

4. (略)

⑦～⑳ (略)

第六十四号様式(第十条の十八関係) (A4)

認定計画書

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
 - ①・② (略)
 - ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区のうち該当するものを記入してください。
3. ④～⑦ (略)

第六十四号の二様式(第十条の十八関係) (A4)

許可計画書

若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

4. (略)

⑦～⑳ (略)

第六十四号様式(第十条の十八関係) (A4)

認定計画書

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
 - ①・② (略)
 - ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区及び特定用途誘導地区のうち該当するものを記入してください。
3. ④～⑦ (略)

第六十四号の二様式(第十条の十八関係) (A4)

許可計画書

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
①・② (略)
- ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区のうち該当するものを記入してください。
- ④～⑦ (略)
3. (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)

認定取消申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑦ (略)
- ⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、それぞれの用途地域が異なる地域等に対して、それぞれ用途地域が異なる地域等に対して、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
①・② (略)
- ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区のうち該当するものを記入してください。
- ④～⑦ (略)
3. (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)

認定取消申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑦ (略)
- ⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、それぞれの用途地域が異なる地域等に対して、それぞれ用途地域が異なる地域等に対して、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として

壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱ (略)

4. (略)

第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4)

許可取消申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建築率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築率の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)

にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱ (略)

4. (略)

定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱ (略)

4. (略)

第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4)

許可取消申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建築率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築率の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)

にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同法第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱ (略)

4. (略)

<p>第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4） 全体計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、<u>居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区</u>、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑬ (略) 4. ～ 7. (略)</p>	<p>第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4） 全体計画認定申請書 (略)</p> <p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。</p> <p>「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑦～⑬ (略) 4. ～ 7. (略)</p>
--	--

(都市公園法施行規則の一部改正)

第四条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(都市公園台帳) 第十条 (略)</p> <p>2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合</p> <p>八 一十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
改正前	<p>(都市公園台帳) 第十条 (略)</p> <p>2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物及び同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合</p> <p>八 一十 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別記様式第三 (第六条第一項関係) (日本産業規格 A 4) 認定申請書 (略)	別記様式第三 (第六条第一項関係) (日本産業規格 A 4) 認定申請書 (略)
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>4. 第三面関係 (略)</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>4. 第三面関係 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。ただし、第二条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 都市計画法第六条第一項及び第二項の規定により行われた調査のうち、調査期日がこの省令の施行の日前に属する調査については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。